

内閣参質二一七第一四六号

令和七年六月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出日高神鍋観光協会が毎日放送の報道内容を否定したこと等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出日高神鍋観光協会が毎日放送の報道内容を否定したこと等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

放送法（昭和二十五年法律第三十二号）は、放送事業者の自主自律を基本としており、放送番組は、同法の規定に従い、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであることから、お尋ねの「事実関係」の「調査」及び「実態」の「把握」を行うかどうかについては、まずは放送事業者において判断されるべきものであると考えている。

三について

お尋ねの「放送事業者の報道倫理や責任」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、放送法は、放送事業者の自主自律を基本としており、放送番組は、放送事業者の自主自律によって、同法第五条の規定により放送事業者が自ら定める番組基準に従って、編集されるべきものであると考えている。